

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成26年2月18日

厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平

1 企画競争に付する事項

(1) 業務名

短期集中特別訓練事業における訓練関連業務

(2) 業務の趣旨・内容

現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいるが、引き続き、非正規雇用労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。

特に、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などを対

象に、職業訓練機会を拡充するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。

このため、緊急人材育成・就職支援基金の短期集中特別訓練事業による職業訓練を積極的に推進するための業務を委託するものである。

2 参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」のうち営業品目「その他」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されているものであること。
- (5) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和3年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

- ② 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- ③ 各都道府県に拠点を有していること。
- ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。
- ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確な助言援助を行えること。

3 契約候補者の選定

「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成26年2月18日（火）～2月27日（木）までの
土日祝日を除く17時まで
- (2) 場所 下記記載の「本件担当、連絡先」
なお、郵送等による発送は行わない。

5 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(1) 受付先

下記記載の「本件担当、連絡先」

(2) 受付期間 平成26年2月27日(木) 17時まで

6 企画競争に関する説明・相談会の開催

(1) 日時 平成26年2月26日(水) 14時

(2) 場所 中央合同庁舎第5号館15階 厚生労働省職業能力開発局会議室

※ 当日は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課

(15階入り口1505)へお越しください。

(3) 参加希望者は、2月24日(月) 15時までに登録を行うこと。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年3月3日(月) 15時
- (2) 提出先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (3) 提出方法 直接提出(持参)とする。

8 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎第5号館15階

担 当：担 当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発
課 計画認定係長 杉森

(すぎもり)

電 話：03-5253-1111 (内線5929)

F A X：03-3502-2630

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 2 月 19 日

厚生労働省職業能力開発局長 杉浦 信平

1 企画競争に付する事項

(1) 業務名

短期集中特別訓練事業における訓練関連業務

(2) 業務の趣旨・内容

現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善が進んでいるが、引き続き、非正規雇用労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。

特に、就業経験が極端に少ない者や非正規での離転職を繰り返している者などを対象に、職業訓練機会を拡充するため、専修学校等の民間教育訓練機関をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。

このため、緊急人材育成・就職支援基金の短期集中特別訓練事業による職業訓練を積極的に推進するための業務を委託するものである。

2 参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 3 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- ② 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- ③ 各都道府県に拠点を有していること。
- ④ 地域の人材育成ニーズ及び短期集中特別訓練の実施機関となり得る社会資源の状況に精通していること。
- ⑤ 職業訓練の実施について高度なノウハウを有し、短期集中特別訓練の実施機関に対して的確な助言援助を行えること。

3 契約候補者の選定

「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者一人を選定する。

4 企画競争説明書（仕様書及び企画書募集要領）を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成26年2月19日（水）～2月27日（木）までの
土日祝日を除く17時まで
- (2) 場所 下記記載の「本件担当、連絡先」
なお、郵送等による発送は行わない。

5 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先
下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月27日（木）17時まで

6 企画競争に関する説明・相談会の開催

- (1) 日時 平成26年2月26日（水）10時
- (2) 場所 中央合同庁舎第5号館15階 厚生労働省職業能力開発局会議室
※ 当日は、厚生労働省職業能力開発局能力開発課
(15階入り口1505)へお越しください。
- (3) 参加希望者は、2月24日（月）15時までに登録を行うこと。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年3月4日(火) 12時
- (2) 提出先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (3) 提出方法 直接提出(持参)とする。

8 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

詳細は、「短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館15階

担 当：担 当：厚生労働省職業能力開発局 能力開発課
計画認定係長 杉森(すぎもり)

電 話：03-5253-1111 (内線5929)

F A X：03-3502-2630

厚生労働省内における仕様書案の修正経緯について（職業安定局求職者支援室）

仕様書案	2/17（能開課→求職者支援室）	2/18 修正意見（求職者支援室→能開課）（修正赤）	2/18 第1版	修正理由等
短期訓練集中特別訓練事業における企画書作成のための仕様書（案）	短期訓練集中特別訓練事業における企画書作成のための仕様書（案）	短期訓練集中特別訓練事業における企画書作成のための仕様書（案）	短期訓練集中特別訓練事業における企画書作成のための仕様書（案）	2/18 安定局意見（表現の適正化）
1 件名	短期訓練集中特別訓練事業（以下「事業」という。）における訓練関連業務	短期訓練集中特別訓練事業（以下「事業」という。）における訓練関連業務	短期訓練集中特別訓練事業（以下「事業」という。）における訓練関連業務	2/18 安定局意見（表現の適正化）
2 事業実施期間	契約日から平成27年3月31日までとする。（平成27年3月31日までに開始された訓練）	契約日から平成27年3月31日までとする。 （平成27年3月31日までに開始された訓練）	契約日から平成27年3月31日までとする。	2/18 安定局意見（表現の適正化）
3 事業の趣旨	<p>就業経験が極端に少ない者や非正規での離職を繰り返している者などは、仕事する上で基本的な能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。</p> <p>従って、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）により実施することとしている。</p> <p>本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえ、職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機</p>	<p>就業経験が極端に少ない者や非正規での離職を繰り返している者などは、仕事する上で基本的な能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。</p> <p>従って、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）により実施することとしている。</p> <p>本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえ、職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機</p>	<p>就業経験が極端に少ない者や非正規での離職を繰り返している者などは、仕事する上で基本的な能力が不足しているだけでなく、長期間、仕事をしていないことにより、長期間の訓練の受講をためらう者もいる。</p> <p>従って、これらの者等の経験や能力を踏まえ、実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる方式での短期間の訓練機会を提供し、訓練期間中の給付金の支給による生活支援を実施するとともに、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が中心となって就職支援を行う短期集中特別訓練事業を緊急人材育成・就職支援基金（以下「基金」という。）により実施することとしている。</p> <p>本事業の実施に当たっては、就業経験が極端に少ない者や非正規での離職を繰り返している者などの経験や能力を踏まえ、職業訓練機会を提供するため、専修学校等の民間教育訓練機</p>	2/18 安定局意見（表現の適正化）

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>2/17 (能開課→求職者支援室)</p> <p>現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られ改善が進んでいるものの、引き続き非正規雇用労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。</p> <p>このため、これらの課題に対するセーフティネットとして、職業訓練、再就職及び生活支援の総合的な事業である短期集中特別訓練関連業務 (以下「短期訓練」という。) を実施する。</p> <p>4 事業の概要</p> <p>雇用保険を受給できない者のうち、短期間の訓練コースの受講が適切な者に対して、実技を重点を置いたカリキュラム (座学、実習を含む) の訓練メニューを提供し、訓練受講者の技能等をステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援するとともに、訓練期間中の給付金の支給による生活支援をする総合的な就職支援として事業を実施する。</p> <p>(1) 職業訓練の実施機関の認定、開拓及び訓練設定等の援助</p>	<p>2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)</p> <p>間をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。</p> <p>このため、短期集中特別訓練事業における職業訓練 (以下「短期訓練」という。) を積極的に推進するための業務を基金の造成本である中央職業能力開発協会 (以下「協会」という。) から委託して実施するものである。</p> <p>現下の雇用情勢は、一部に厳しさが見られ改善が進んでいるものの、引き続き非正規雇用労働者、就業経験の乏しい者やニートなど女性、若者等については、早期就職の実現や正社員化が大きな課題となっており、これらに早急に対応していく必要がある。</p> <p>このため、これらの課題に対するセーフティネットとして、職業訓練、再就職及び生活支援の総合的な事業である短期集中特別訓練関連業務 (以下「短期訓練」という。) を実施する。</p> <p>4 事業の概要</p> <p>雇用保険を受給できない者のうち、短期間の訓練コースの受講が適切な者に対して、実技を重点を置いたカリキュラム (座学、実習を含む) の訓練メニューを提供し、訓練受講者の技能等をステップアップさせながら、就職への再チャレンジを支援するとともに、訓練期間中の給付金の支給による生活支援をする総合的な就職支援として事業を実施する。</p> <p>(1) 職業訓練の実施機関の認定、開拓及び訓練設定等の援助</p>	<p>2/18 第1版</p> <p>間をはじめ、事業主、公益法人、職業訓練法人、NPO法人等の、人材育成に関わる、幅広い社会資源を最大限に活用することが重要となっている。</p> <p>このため、短期集中特別訓練事業における職業訓練 (以下「短期訓練」という。) を積極的に推進するための業務を基金の造成本である中央職業能力開発協会 (以下「協会」という。) から委託して実施するものである。</p> <p>4 事業の概要</p> <p>下記5に掲げる委託業務に係る事業の概要については、以下のとおり。</p> <p>2/18 安定局意見 (事業の趣旨及び内容を整理し、わかりやすく記述)</p>	<p>修正理由等</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>2/17 (能開課→求職者支援室)</p> <p>(2) 民間訓練実施機関等が作成した訓練計画の認定</p> <p>(3) 求職者に対する上記(2)で認定された訓練計画に基づく訓練の受講奨励</p> <p>(4) 短期訓練・生活支援給付金の支給</p> <p>(5) 短期訓練実施奨励金(以下「訓練奨励金」という。)の支給</p> <p>5 短期集中特別訓練の概要</p> <p>(1) 訓練対象者</p> <p>訓練対象者は、雇用保険を受給していない者であって以下の者とする。</p>	<p>2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)</p> <p>(2) 民間訓練実施機関等が作成した訓練計画の認定</p> <p>(3) 求職者に対する上記(2)で認定された訓練計画に基づく訓練の受講奨励</p> <p>(4) 短期訓練・生活支援給付金の支給</p> <p>(5) 短期訓練実施奨励金(以下「訓練奨励金」という。)の支給</p> <p>5- (1) 短期集中特別訓練の概要</p> <p>① (4) 訓練対象者</p> <p>訓練対象者は、雇用保険を受給していない者であって以下のいずれにも該当する者とする。</p> <p>ア 安定所に求職申込みをしていること。</p> <p>イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者でないこと。</p> <p>ウ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者であること。</p> <p>エ 求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講後1年未満の者でないこと。</p> <p>オ 短期訓練を受講修了した者でないこと。</p> <p>① 求職者支援訓練を案内したが、受講を継続する自信がないなどの理由から受講につながらなかった者</p> <p>② 仕事をすすめる上での基本的能力が不足しているだけでなく、就労意欲はあっても長期間働いておらず、過去にも就業経験がほとんどない者</p> <p>③ 非正規雇用での離転職を繰り返している</p>	<p>2/18 第1版</p>	<p>短期訓練の概要</p> <p>① 訓練対象者</p> <p>訓練対象者は、以下のいずれにも該当するなどの者とする。</p> <p>ア 安定所に求職申込みをしていること。</p> <p>イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者でないこと。</p> <p>ウ 労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者であること。</p> <p>エ 求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講後1年未満の者でないこと。</p> <p>オ 短期訓練を受講修了した者でないこと。</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>者</p> <p>④ 長期間、仕事をしていないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練(3～6か月程度が標準期間)にためらう者</p> <p>⑤ 求職者支援訓練を受講したが体力的に継続できない又は訓練についていけないなどの理由から途中退校した者等積極的に受講勧奨を必要とする者</p> <p>など。</p> <p>(2) 訓練内容</p> <p>上記5(1)の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とすため、専門実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。</p> <p>また、初級コース及び中級コースの設定により、段階的な訓練コースの受講の設定が可能であること。</p> <p>① 訓練時間及び訓練期間</p> <p>訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。</p> <p>訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満(休憩時間を除く)を1時間と算定して差し支えないこと。</p> <p>なお、初級コース及び中級コースを設定する場合の訓練期間は、それぞれのコースは1か月以上3か月未満であること。</p>	<p>者</p> <p>④ 長期間、仕事をしていないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練(3～6か月程度が標準期間)にためらう者</p> <p>⑤ 求職者支援訓練を受講したが体力的に継続できない又は訓練についていけないなどの理由から途中退校した者等積極的に受講勧奨を必要とする者</p> <p>など。</p> <p>② (2) 訓練内容</p> <p>上記①・⑤・④の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とすため、専門実技に重点を置き、段階を踏みながら能力を習得できる1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。</p> <p>また、初級コース及び中級コースの設定により、段階的な訓練コースの受講の設定が可能であること。</p> <p>ア 訓練時間及び訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。</p> <p>訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満(休憩時間を除く)を1時間と算定して差し支えないこと。</p> <p>なお、初級コース及び中級コースを設定する場合の訓練期間は、それぞれのコースは1か月以上3か月未満であること。</p>	<p>② 訓練内容</p> <p>上記①の訓練対象者の経験や能力等を踏まえた訓練とすため、専門実技に重点を置く1ヶ月以上3ヶ月未満の訓練であること。</p> <p>また、初級コース及び中級コースの設定により、段階を踏みながら能力を習得できるような訓練コースの受講の設定も可能であること。</p> <p>ア 訓練時間及び訓練期間は1か月以上3か月未満であり、訓練内容に照らして適切な期間であること。</p> <p>訓練時間は1日5～6時間を標準とし、1か月につき100時間以上であること。ただし、時間数の算定については、50分以上60分未満(休憩時間を除く)を1時間と算定して差し支えないこと。</p> <p>また、受講生の特性に配慮し、訓練開始初期においては、訓練時間を標準よりも短時間で設定することを可能とし、その場合には、全期間を通じて平均時間が</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>② 訓練カリキュラム 短期訓練は上記5(1)の訓練対象者を対象として実施することから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。</p> <p>具体的には、学科及び実技のほか企業実習を行うものとし、訓練全体の時間数うち、学科は3割以内、実技は5割以上、企業実習は2割以内であること。</p> <p>また、必要に応じて、訓練実施施設外で行われる実習を盛り込むこと。</p>	<p>イ ② 訓練カリキュラム 短期訓練は上記5(1)の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。</p> <p>具体的には、学科及び実技のほか企業実習を行うものとし、訓練全体の時間数うち、学科は3割以内、実技は5割以上、企業実習は2割以内であること。</p> <p>また、必要に応じて、訓練実施施設外で行われる実習を盛り込むこと。</p>	<p>1か月100時間以上となること。 なお、初級コース及び中級コースを設定する場合の訓練期間は、それぞれのコースは1か月以上3か月未満であること。</p> <p>イ 訓練カリキュラム 短期訓練は上記5(1)の訓練対象者を対象として実施するものであることから、実技を中心とした訓練カリキュラムであること。</p> <p>具体的には、訓練全体の時間数のうち、実技は5割以上、学科は設定する割合であつても3割以内とすること。</p> <p>また、企業実習は、実践力を身につける上で必要であることから積極的に設定することとし、ただし設定する場合であつても、訓練全体の時間数のうち2割以内であること。</p> <p>ウ 実施場所 短期訓練の実施場所は、訓練期間中は、原則として同一の場所であること。ただし、職場見学、職場体験、企業実習等の必要性を認められる場合については、この限りではない。</p> <p>エ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者(以下「講師」という。)及び運営・管理担当者を配置しており、教育訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備、備品等を所有又は賃借借契約等によ</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>
<p>③ 実施場所 短期訓練の実施場所は、訓練期間中は、原則として同一の場所であること。 ただし、職場見学、職場体験については、この限りではない。</p> <p>④ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者(以下「講師」という。)及び運営・管理担当者を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備、備品等を所有又は賃借借契約等によ</p>	<p>ウ ③ 実施場所 短期訓練の実施場所は、訓練期間中は、原則として同一の場所であること。 ただし、職場見学、職場体験については、この限りではない。</p> <p>エ ④ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者(以下「講師」という。)及び運営・管理担当者を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備、備品等を所有又は賃借借契約等によ</p>	<p>ウ 実施場所 短期訓練の実施場所は、訓練期間中は、原則として同一の場所であること。ただし、職場見学、職場体験、企業実習等の必要性を認められる場合については、この限りではない。</p> <p>エ 施設設備 短期訓練及びこれに付帯する事務事業を適切に運営できる組織体制、責任者、訓練指導担当者(以下「講師」という。)及び運営・管理担当者を配置しており、教育訓練を実施する上で必要となる教室・実習室、設備、備品等を所有又は賃借借契約等によ</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>り訓練期間中は常に使用できる状態であること。</p> <p>⑤ 定員 10人～30人の受講者定員であること。</p>	<p>は貸借契約等により訓練期間中は常に使用できる状態であること。</p> <p>才 定員 原則 30人以内の受講者定員であること。</p>	<p>は貸借契約等により訓練期間中は常に使用できる状態であること。</p> <p>才 定員 原則 30人以内の受講者定員であること。</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>
<p>(3) 訓練奨励金等の概要 短期訓練の訓練機会の確保に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の数に応じて奨励金を支給する。訓練奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各1か月(以下「算定基礎月」という。)において、訓練に出席した受講者の数(安定所長の受講勧奨を受けた者に限る)に、月額12万円を乗じて得た額を支給するものとする。</p>	<p>① 短期訓練実施の支援 短期訓練の実施に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の数に応じて奨励金を支給する。訓練奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各1か月(以下「算定基礎月」という。)において、訓練に出席した受講者の数(安定所長の受講勧奨を受けた者に限る)に、月額12万円を乗じて得た額を支給するものとする。</p>	<p>(2) 訓練奨励金等の概要 短期訓練の訓練機会の確保に資するため、実施機関に対して、訓練受講者の数に応じて奨励金を支給する。訓練奨励金は、訓練開始日又はそれに応答する日を起算日とし、翌月の応答日の前日までの区切られた各1か月(以下「算定基礎月」という。)において、訓練に出席した受講者の数(安定所長の受講勧奨を受けた者に限る)に、月額12万円を乗じて得た額を支給するものとする。</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>
<p>6 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を中央協会からの委託により実施する。 (1) 短期訓練実施の支援 ① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導 短期訓練にあっては、訓練対象者が効果的に習得するための訓練モデルカリキュラムを訓練分野毎に作成し、広く業界団体に周知する必要がある。 このため、特に上記5(1)の訓練対象者に効果的となる訓練分野(以下、「重点分野」という。)の業界団体等(※)へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。</p>	<p>5-6 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を中央協会からの委託により実施する。 (1) 短期訓練実施の支援 ① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導 短期訓練にあっては、訓練対象者が効果的に習得するための訓練モデルカリキュラムを訓練分野毎に作成し、広く業界団体に周知する必要がある。 このため、特に上記5(1)の訓練対象者に効果的となる訓練分野(以下、「重点分野」という。)の業界団体等(※)へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。</p>	<p>5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。 (1) 職業訓練の実施機関の開拓及び訓練コース設定等の援助 ① モデルカリキュラムの作成、普及、助言及び指導 短期訓練の実施にあっては、訓練対象者が効果的に習得するための訓練モデルカリキュラムの重点訓練分野を中心に作成し、広く業界団体に周知する必要がある。 このため、特に上記5(1)の訓練対象者に効果的となる訓練分野(以下、「重点分野」という。)の業界団体等(※)へのヒアリングを行い、業界毎にモデルカリキュラムを作成すること。</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うこと。併せて、当該訓練を担当する訓練指導担当者を養成する講習会等を開催すること。</p> <p>※ ビルクリーニング・設備管理、警備、介護補助 等 ② 実施機関の確保 ア 実施機関の開拓</p> <p>平成26年度末までに3.2万人分の短期訓練が実施されるよう、重点分野の団体及び実施機関等に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。</p> <p>なお、実施機関の開拓に当たっては、以下のa～dを踏まえて行うこと。</p> <p>(7) 開拓にあたっては、求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募、就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。</p> <p>(4) 国が示す都道府県別の訓練計画面数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定するなど、計画的な開拓を行うこと。</p> <p>(ウ) 可能な限り直接、実施機関等を訪問すること。</p> <p>(エ) 訓練奨励金の説明を併せて行い、積極的な取組を促進すること。</p> <p>イ 短期訓練コースの設定等に対する相談援助</p> <p>(7) 短期訓練の実施を希望する教育訓練</p>	<p>また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うこと。併せて、当該訓練を担当する訓練指導担当者を養成する講習会等を開催すること。</p> <p>※ ビルクリーニング・設備管理、警備、介護補助 等 ② 実施機関の確保 ア 実施機関の開拓</p> <p>平成26年度末までに3.2万人分の短期訓練が実施されるよう、重点分野の団体及び実施機関等に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。</p> <p>なお、実施機関の開拓に当たっては、以下のa～dを踏まえて行うこと。</p> <p>(7) 開拓にあたっては、求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募、就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。</p> <p>(4) 国が示す都道府県別の訓練計画面数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定するなど、計画的な開拓を行うこと。</p> <p>(ウ) 可能な限り直接、実施機関等を訪問すること。</p> <p>(エ) 訓練奨励金の説明を併せて行い、積極的な取組を促進すること。</p> <p>イ 短期訓練コースの設定等に対する相談援助</p> <p>(7) 短期訓練の実施を希望する教育訓練</p>	<p>また、作成したモデルカリキュラムを広く普及するため、使用する教材、課題、評価シートの作成に向けた助言、支援を行うこと。併せて、当該訓練を担当する訓練指導担当者を養成する講習会等を必要に応じて開催すること。</p> <p>※ ビルクリーニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助 等 ② 実施機関の確保 ア 実施機関の開拓</p> <p>平成26年度末までに3.2万人分の短期訓練が実施されるよう、重点分野の団体及び実施機関等に対して、短期訓練の実施を積極的に働きかけ、実施機関を開拓すること。</p> <p>なお、実施機関の開拓に当たっては、以下のa～dを踏まえて行うこと。</p> <p>(7) 開拓にあたっては、重点分野を中心としつつ各地域内の求人及び求職者の動向等を勘案して、求職者の応募、就職が見込まれる職種、定員及び実施時期等を配慮して行うこと。</p> <p>(4) 国が示す都道府県別の訓練計画面数に基づき、都道府県毎に毎月の訓練開拓目標数を設定するなど、計画的な開拓を行うこと。</p> <p>(ウ) 可能な限り直接、実施機関等を訪問すること。</p> <p>(エ) 訓練奨励金の説明を併せて行い、積極的な取組を促進すること。</p> <p>イ 短期訓練コースの設定等に対する相談援助</p> <p>(7) 短期訓練の実施を希望する訓練機関等</p>	

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>機関等に対して、短期訓練モデルカリキュラムの説明・提供、及び訓練計画の作成に関する相談援助を行うこと。</p> <p>また、実施機関から個別のカリキュラムに係る相談等があった場合は、個々の実施機関ごとカリキュラムの作成に係る助言・援助を行うこと。</p> <p>(4) 重点分野における基本能力習得のための訓練等のコーディネート等を実施すること。</p> <p>(5) 短期訓練コースの設定に当たっては、教育訓練機関等のそれぞれの特性に応じて、介護・福祉・警備等の受講ニーズや就職の実現性の高い分野の職業に求められるスキルを中心として、地域や業界の人材ニーズに対応して再就職に資することのできる訓練コースの設定に努めるものとする。</p> <p>また、以下の a～e の手法等を単独又は組み合わせて採ることにより、多様な訓練コースの設定が行われるように努めるものとする。</p> <p>a 教育訓練施設の内外において教室、職業訓練を実施するもの。</p> <p>b 教育訓練機関等に対して予めモデルカリキュラムを示し、教育訓練機関等において、これを踏まえ新たに訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p> <p>c 教育訓練機関等が現在行っている内容の教育訓練について、必要な場合は一定の修正を加えた上で、職業</p>	<p>機関等に対して、短期訓練モデルカリキュラムの説明・提供、及び訓練計画の作成に関する相談援助を行うこと。</p> <p>また、実施機関から個別のカリキュラムに係る相談等があった場合は、個々の実施機関ごとカリキュラムの作成に係る助言・援助を行うこと。</p> <p>(4) 重点分野における基本能力習得のための訓練等のコーディネート等を実施すること。</p> <p>(5) 短期訓練コースの設定に当たっては、教育訓練機関等のそれぞれの特性に応じて、介護・福祉・警備等の受講ニーズや就職の実現性の高い分野の職業に求められるスキルを中心として、地域や業界の人材ニーズに対応して再就職に資することのできる訓練コースの設定に努めるものとする。</p> <p>また、以下の a～e の手法等を単独又は組み合わせて採ることにより、多様な訓練コースの設定が行われるように努めるものとする。</p> <p>a 教育訓練施設の内外において教室、職業訓練を実施するもの。</p> <p>b 教育訓練機関等に対して予めモデルカリキュラムを示し、教育訓練機関等において、これを踏まえ新たに訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p> <p>c 教育訓練機関等が現在行っている内容の教育訓練について、必要な場合は一定の修正を加えた上で、職業</p>	<p>に対して、短期訓練モデルカリキュラムの説明・提供、及び訓練計画の作成に関する相談援助を行うこと。</p> <p>また、実施機関から個別のカリキュラムに係る相談等があった場合は、個々の実施機関ごとカリキュラムの作成に係る助言・援助を行うこと。</p> <p>(4) 短期訓練コースの設定に当たっては、訓練機関等のそれぞれの特性に応じて、介護・福祉・警備等の受講ニーズや就職の実現性の高い分野の職業に求められるスキルを中心として、地域や業界の人材ニーズに対応して再就職に資することのできる訓練コースの設定に努めるものとする。</p> <p>また、以下の a～e の手法等を単独又は組み合わせて採ることにより、多様な訓練コースの設定が行われるように努めるものとする。</p> <p>a 訓練施設の内外において教室、設備又は講師を確保した上で、職業訓練を実施するもの。</p> <p>b 訓練機関等に対して予めモデルカリキュラムを示し、訓練機関等において、これを踏まえ新たに訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p> <p>c 訓練機関等が現在行っている内容の教育訓練について、必要な場合は一定の修正を加えた上で、職業訓練を実施</p>	

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>訓練を実施するもの。</p> <p>d 教育訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。</p> <p>e 教育訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p>	<p>訓練を実施するもの。</p> <p>d 教育訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。</p> <p>e 教育訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p>	<p>するもの。</p> <p>d 訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。</p> <p>e 訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定</p> <p>① 訓練計画の認定に係る事前審査 実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく中央協会に報告すること。</p> <p>② 就職実績低調な訓練コース等に対する措置 事業実施期間内に実施機関において実施した訓練コースの就職率が30%未満となった場合は、当該実施機関がその後、同種の訓練コースの実施を予定しているときは、訓練修了率が向上するよう、訓練計画の見直し、就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出させること。 なお、当該実施機関が実施する同一の都道府県の区域内において2コース以上の訓練において、実施した訓練コースの就職率</p>
<p>訓練を実施するもの。</p> <p>d 教育訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。</p> <p>e 教育訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p>	<p>訓練を実施するもの。</p> <p>d 教育訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。</p> <p>e 教育訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p>	<p>するもの。</p> <p>d 訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。</p> <p>e 訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定</p> <p>④ 訓練計画の認定に係る事前審査等 ア 訓練計画の認定に係る事前審査 実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく中央協会に報告すること。</p> <p>イ 就職実績低調な訓練コース等に対する措置 実施期間内に実施した訓練コースの就職率が30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。 なお、就職による中途者以外の中途者が他の実施機関に比べ著しく高くなった場合であって、当該実施機関がその後、同種の訓練コースの実施を予定しているときには、就職実績及び訓練修了率が向上するよう、訓練計画の見直し、就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出さ</p>
<p>訓練を実施するもの。</p> <p>d 教育訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。</p> <p>e 教育訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p>	<p>訓練を実施するもの。</p> <p>d 教育訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。</p> <p>e 教育訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p>	<p>するもの。</p> <p>d 訓練機関等が一般向けに既に実施している訓練コースを求職者向けとして設定して、職業訓練を実施するもの。</p> <p>e 訓練機関等が、事業主等が実際に実施している業務内容を踏まえ、事業主等と連携し、就業現場を活用した実技中心の訓練コースを設け、職業訓練を実施するもの。</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>(2) 民間教育訓練機関等が作成した訓練計画の認定</p> <p>④ 訓練計画の認定に係る事前審査等 ア 訓練計画の認定に係る事前審査 実施機関から訓練計画の認定申請があった場合は、認定申請書及びその添付書類を受理し、審査の上、別途指定する報告書により審査結果を遅滞なく中央協会に報告すること。</p> <p>イ 就職実績低調な訓練コース等に対する措置 実施期間内に実施した訓練コースの就職率が30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。 なお、就職による中途者以外の中途者が他の実施機関に比べ著しく高くなった場合であって、当該実施機関がその後、同種の訓練コースの実施を予定しているときには、就職実績及び訓練修了率が向上するよう、訓練計画の見直し、就職支援体制の整備等に関して改善指導・助言を行い、必要に応じて改善計画を提出さ</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>せること。</p> <p>⑤ 訓練情報の提供</p> <p>中央協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コースの情報については、受講対象者の条件(何をできる者を対象とするかの条件)、訓練により習得できる内容(できるようになる事柄の内容)、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の目的(受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等)などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。</p> <p>⑥ 訓練実施状況等の確認・報告</p> <p>ア 訓練実施状況の確認</p> <p>訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月1回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。</p> <p>なお、疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。</p> <p>イ 就職状況等の確認・報告</p> <p>訓練修了者及び就職のための中退者(以下「訓練修了者等」という。)の訓練修了後3か月以内の就職状況(就職のための中退者の場合は、中退時の就職状況)について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて</p>	<p>せること。</p> <p>④⑤ 訓練情報の提供</p> <p>中央協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コースの情報については、受講対象者の条件(何をできる者を対象とするかの条件)、訓練により習得できる内容(できるようになる事柄の内容)、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の目的(受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等)などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。</p> <p>⑤⑥ 訓練実施状況等の確認・報告</p> <p>ア 訓練実施状況の確認</p> <p>訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月1回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。</p> <p>なお、疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。</p> <p>イ 就職状況等の確認・報告</p> <p>訓練修了者及び就職のための中退者(以下「訓練修了者等」という。)の訓練修了後3か月以内の就職状況(就職のための中退者の場合は、中退時の就職状況)について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて</p>	<p>が30%未満となった場合は、次回以降の認定申請が行えなくなること。</p> <p>③ 訓練情報の提供</p> <p>協会において訓練計画の認定がされた短期訓練コースの情報については、受講対象者の条件(何をできる者を対象とするかの条件)、訓練により習得できる内容(できるようになる事柄の内容)、訓練受講者が受けることのできる就職支援の内容、自己負担の内容・金額の目的(受験料、自己の所有に帰属する教材費の経費等)などの情報を予め明示するため、一覧表等に取りまとめの上、都道府県労働局に対して提供すること。</p> <p>④ 訓練実施状況等の確認・報告</p> <p>ア 訓練実施状況の確認</p> <p>訓練計画を認定したすべての実施機関について、当該計画の有効期間中に月1回以上、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行うこと。当該調査等において、訓練が適確に行われていないことが判明した場合は、必要な指導、助言を行うこと。</p> <p>なお、疑義等が生じた場合には、都道府県労働局に情報提供の上、連携して事実確認に努め、必要な対応を行うこと。</p> <p>イ 就職状況等の確認・報告</p> <p>訓練修了者及び就職のための中退者(以下「訓練修了者等」という。)の訓練修了後3か月以内の就職状況(就職のための中退者の場合は、中退時の就職状況)について、訓練修了者等からの書面の提出により、訓練修了者等の属性を含めて</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>

2/17 (能開課→求職者支援室) 実施機関に把握・報告させること。	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤) 関に把握・報告させること。	2/18 第1版 実施機関に把握・報告させること。	修正理由等
<p>(2) 訓練実施機関におけるキャリア・コンサルティングの支援等 実施機関におけるキャリア・コンサルタン ト及びジョブ・カード交付の支援等を行うた め、能力開発支援アドバイザー(※)を採用</p>	<p>(2) 訓練実施機関におけるキャリア・コンサルティングの支援等 実施機関におけるキャリア・コンサルタン ト及びジョブ・カード交付の支援等を行うた め、能力開発支援アドバイザー(※)を採用</p>	<p>(3) 短期訓練実施奨励金の支給 ① 訓練奨励金の支給申請書等の受付及び事前審査等 実施機関から訓練奨励金支給申請書等が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の有無等を確認のうえ受付し、訓練受講者数、訓練実施状況の調査結果等に係る所要の事前審査を行い、訓練認定審査結果等を協会に遅滞なく送付すること(訓練認定審査結果等は、別途指定する日までに確定な方法により協会に送付すること)。 ② 実施機関に対する指導等 上記①の奨励金の支給申請等について、実施機関が必要な書類の提出、または調査及び報告への協力に応じない場合、基金事業の適切な実施の確保を図るため、実施機関に対して必要な指導等を行うこと。 ③ 短期訓練奨励金等に係る不正行為に関する調査 奨励金及び訓練の実施の申請等に関して、不正行為が行われていないか、6(1)⑥により、訓練実施状況等の確認を行うこととしているが、より厳格に不正に関する調査を行う観点から、別途定める基準に従い、抜き打ちによる調査を実施すること。</p> <p>(4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルタン ト及びジョブ・カード交付の支援等を行うた め、能力開発支援員(※)を採用すること。</p>	

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>すること。</p> <p>能力開発支援アドバイザーは、実施機関に登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルタントの体制が整っていない場合には、当該実施機関と調整の上、能力開発支援アドバイザーを實施機関に派遣し受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p> <p>なお、ハローワークにおいても、短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルタントの支援を行うこと。</p> <p>(※) 能力開発支援アドバイザーは、可能な限り登録キャリア・コンサルタントであること。</p>	<p>すること。</p> <p>能力開発支援アドバイザーは、実施機関に登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルタントの体制が整っていない場合には、当該実施機関と調整の上、能力開発支援アドバイザーを實施機関に派遣し受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p> <p>なお、<u>安定所ハローワーク</u>においても、<u>必要に応じ</u>短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルタントの支援を行うこと。</p> <p>(※) 能力開発支援アドバイザーは、可能な限り登録キャリア・コンサルタントであること。</p>	<p>能力開発支援員は、実施機関に登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルタントの実施体制が整っていない場合には、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を實施機関に派遣するほか、キャリア・コンサルタントが実施可能な他の機関に係る情報提供等を通じ受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p> <p>なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルタントの支援を行うこと。</p> <p>(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p> <p>(3) 当該事業を実施するための労働局等との調整</p> <p>① 労働局 (ハローワーク) との連携による求職者への情報提供</p> <p>短期訓練情報について、労働局 (ハローワーク) と連携して求職者に示すこと。</p> <p>② 不正に係る調査の労働局との連携等</p> <p>上記5 (3) ③の不正に係る調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を協会に報告すること。</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>
<p>(3) 短期訓練情報について、ハローワークと連携して求職者に示すこと。</p> <p>(4) 訓練奨励金等に係る申請書等の受付・調査確認等</p> <p>① 訓練奨励金の支給申請書等の受付及び</p>	<p>(3) 短期訓練情報について、<u>安定所ハローワーク</u>と連携して求職者に示すこと。</p> <p>(4) 訓練奨励金等に係る申請書等の受付・調査確認等</p> <p>① 訓練奨励金の支給申請書等の受付及び</p>	<p>(3) 当該事業を実施するための労働局等との調整</p> <p>① 労働局 (ハローワーク) との連携による求職者への情報提供</p> <p>短期訓練情報について、労働局 (ハローワーク) と連携して求職者に示すこと。</p> <p>② 不正に係る調査の労働局との連携等</p> <p>上記5 (3) ③の不正に係る調査において、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった場合は、都道府県労働局と連携の上、必要な調査を行い、その結果を協会に報告すること。</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>事前審査等 実施機関から訓練奨励金支給申請書等 が提出されたときは、その記載事項及び添 付書類の有無等を確認のうえ受付し、訓練 受講者数、訓練実施状況の調査結果等に係 る所要の事前審査を行い、訓練認定審査結 果等を中央協会に遅滞なく送付すること (訓練認定審査結果等は、別途指定する日 までに確実な方法により中央協会に送付す ること)。</p> <p>② 実施機関に対する指導等 上記①の奨励金の支給申請等について、 実施機関が必要な書類の提出、または調査 及び報告への協力に応じない場合、基金事 業の適切な実施の確保を図るため、実施機 関に対して必要な指導等を行うこと。</p> <p>③ 不正行為に関する調査 訓練の実施及び奨励金の申請等に関し て、不正行為が行われていないか、6(1) ⑥により、訓練実施状況等の確認を行うこ ととしているが、より厳格に不正に関する 調査を行う観点から、別途定める基準に従 い、抜き打ちによる調査を実施すること。 なお、当該調査において、偽りその他不 正な行為を行い、又は行おうとしたことが 明らかとなった場合は、都道府県労働局と 連携の上、必要な調査を行い、その結果を 中央協会に報告すること。</p> <p>(5) 積極的な周知広報</p>	<p>事前審査等 実施機関から訓練奨励金支給申請書等 が提出されたときは、その記載事項及び添 付書類の有無等を確認のうえ受付し、訓練 受講者数、訓練実施状況の調査結果等に係 る所要の事前審査を行い、訓練認定審査結 果等を中央協会に遅滞なく送付すること (訓練認定審査結果等は、別途指定する日 までに確実な方法により中央協会に送付す ること)。</p> <p>② 実施機関に対する指導等 上記①の奨励金の支給申請等について、 実施機関が必要な書類の提出、または調査 及び報告への協力に応じない場合、基金事 業の適切な実施の確保を図るため、実施機 関に対して必要な指導等を行うこと。</p> <p>③ 不正行為に関する調査 訓練の実施及び奨励金の申請等に関し て、不正行為が行われていないか、6(1) ⑥により、訓練実施状況等の確認を行うこ ととしているが、より厳格に不正に関する 調査を行う観点から、別途定める基準に従 い、抜き打ちによる調査を実施すること。 なお、当該調査において、偽りその他不 正な行為を行い、又は行おうとしたことが 明らかとなった場合は、都道府県労働局と 連携の上、必要な調査を行い、その結果を 中央協会に報告すること。</p> <p>(5) 積極的な周知広報</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の 適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の 適正化)</p>	<p>(4) その他、当該事業を実施するための労働局 等の調整 ① 積極的な周知広報</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、新聞等のマスメディア、ホームページ等への広告掲載、中央協会から配布されたポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、短期訓練、訓練奨励金等の内容について、幅広く周知広報すること。</p> <p>(6) 支援拠点となる都道府県センターの設置 上記6(1)～(4)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部(以下、「支部」)が設置されていること。 また、各都道府県支部には、統括マネージャー、能力開発コーディネーターを配置すること。 センターの設置、並びに業務統括マネージャー、能力開発コーディネーター及び職業能力開発支援アドバイザーの配置にあたっては、以下の①～②について踏まえ、設置及び配置すること。</p> <p>① 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。 ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。</p> <p>② 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することができるスペースを確保すること。</p> <p>③ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり</p>	<p>本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、新聞等のマスメディア、ホームページ等への広告掲載、中央協会から配布されたポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、短期訓練、訓練奨励金等の内容について、幅広く周知広報すること。</p> <p>(6) 支援拠点となる都道府県センターの設置 上記5(1)～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部(以下、「支部」)が設置されていること。 また、各都道府県支部には、統括マネージャー、能力開発コーディネーターを配置すること。 センターの設置、並びに業務統括マネージャー、能力開発コーディネーター及び職業能力開発支援アドバイザーの配置にあたっては、以下の①～②について踏まえ、設置及び配置すること。</p> <p>① 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。 ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。</p> <p>② 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することができるスペースを確保すること。</p> <p>③ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり</p>	<p>本業務の実施に当たっては、都道府県労働局と相互に連携を図りつつ、新聞等のマスメディア、ホームページ等への広告掲載、ポスターの掲示、関係機関の窓口等を通じてのパンフレット・リーフレットの配布等により、短期訓練、訓練奨励金等の内容について、幅広く周知広報すること。</p> <p>② 支援拠点となる都道府県支部の設置 上記5(1)～(5)の委託業務を全国の求職者及び訓練実施機関を対象に隈無く着実に実施できる体制とするため、都道府県毎に各種の支援の拠点となる都道府県支部(以下、「支部」)が設置されていること。 また、各都道府県支部には、統括マネージャー、能力開発コーディネーターを配置すること。 支部の設置、並びに業務統括マネージャー、能力開発コーディネーター及び職業能力開発支援アドバイザーの配置にあたっては、以下の①～②について踏まえ、設置及び配置すること。</p> <p>ア 支部は、原則、各都道府県庁所在地に設置されているものであり、都道府県内を管轄すること。 ただし、管轄地域が広い場合には、利用者の便を考慮し、支所を設置することも可能であること。</p> <p>イ 支部は、教育訓練機関等の実施機関等及び訓練受講希望者に対して相談することができるスペースを確保すること。</p> <p>ウ 支部の相談等の営業時間は、1週当たり</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>5日以上、1日当たり概ね8時間以上とすること。</p> <p>④ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。</p> <p>⑤ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する能力開発コーディネーターを配置すること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。</p> <p>⑥ 上記6(2)の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援アドバイザーを配置すること。</p> <p>⑦ 上記5(2)及び(4)の委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有し、登録キャリア・コンサルタントの資格を有する職業能力開発支援アドバイザーを配置すること。</p> <p>なお、センター毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。</p> <p>6 事業委託予定額 2,000,035千円(消費税を含む)</p> <p>7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。</p>	<p>5日以上、1日当たり概ね8時間以上とすること。</p> <p>④ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。</p> <p>⑤ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する能力開発コーディネーターを配置すること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。</p> <p>⑥ 上記5-6(2)の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援アドバイザーを配置すること。</p> <p>⑦ 上記5(2)及び(4)の委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有し、登録キャリア・コンサルタントの資格を有する職業能力開発支援アドバイザーを配置すること。</p> <p>なお、センター毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。</p> <p>6 事業委託予定額 <u>000,000</u>2,000-<u>000</u>000-<u>035</u>千円(消費税を含む)</p> <p>7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。</p>	<p>り5日以上、1日当たり概ね8時間以上とすること。</p> <p>エ 支部には、支部業務全般の統括責任者である業務統括マネージャーを1名配置すること。</p> <p>オ 委託業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有する能力開発コーディネーターを配置すること。支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。</p> <p>カ 上記5(2)の実施機関のキャリア・コンサルティングの支援として、外部キャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援員を配置すること。</p> <p>キ 上記5(2)及び(4)の業務を行うため、当該業務に関する専門能力を有し、登録キャリア・コンサルタントの資格を有する職業能力開発支援員を配置すること。</p> <p>なお、支部毎の配置数は、短期訓練実施数等を勘案し、設定するものとする。</p> <p>6 事業委託予定額 2,000,035千円(消費税を含む)</p> <p>7 留意事項等 (1) 本業務に携わる者及び携わっていた者が業務上知り得た本業務に係る企業秘密及び受講生等に属する情報について、それを外部に漏らすことがないよう、情報を適正に管理すること。</p>	<p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p> <p>2/18 安定局意見 (表現の適正化)</p>

2/17 (能開課→求職者支援室)	2/18 修正意見 (求職者支援室→能開課) (修正赤)	2/18 第1版	修正理由等
<p>(2) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・ハローワーク)及び中央協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、中央協会に協議すること。</p> <p>8 企画書作成上の留意点 企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。 (1) 本業務の実施スケジュール (2) 本業務を実施するための実施手順、方法 (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案 (4) 本業務の効果を高めるために考えられること (5) トラブルへの対処手法</p>	<p>(2) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・安定所・ハローワーク)及び中央協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、中央協会に協議すること。</p> <p>8 企画書作成上の留意点 企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。 (1) 本業務の実施スケジュール (2) 本業務を実施するための実施手順、方法 (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案 (4) 本業務の効果を高めるために考えられること (5) トラブルへの対処手法</p>	<p>(2) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(3) 業務の実施に当たっては、厚生労働省(労働局・安定所)及び協会との連携を十分に密にし、疑義が生じた場合は、協会に協議すること。</p> <p>(4) 事業の終了とは、平成26年3月31日に開始する訓練をもって訓練終了となるものであること。</p> <p>8 企画書作成上の留意点 企画書には仕様書にある本業務の目的及び要求事項を踏まえて、以下の項目を盛り込むこと。 (1) 本業務の実施スケジュール (2) 本業務を実施するための実施手順、方法 (3) 本業務を迅速かつ円滑に進めるための提案 (4) 本業務の効果を高めるために考えられること (5) トラブルへの対処手法</p>	<p>2/18 安定局意見(表現の適正化)</p>

厚生労働省内における仕様書案の修正経緯について（職業能力開発局キャリア形成支援室）

仕様書	2/20 第5版	2/20 修正意見（キャリア形成支援室→能開課） （修正青）	2/20 第6版	修正理由等
<p>短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <p>5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。</p> <p>(4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルティング及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員（※）を採用すること。</p> <p>実施機関において登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制が整っていない場合には、能力開発支援員はキャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p> <p>なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p>	<p>短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <p>5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。</p> <p>(4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルティング及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員（※）を採用すること。</p> <p>実施機関において登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制が整っていない場合には、能力開発支援員はキャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p> <p>なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p>	<p>短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <p>5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。</p> <p>(4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルティング及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員を採用すること。</p> <p>実施機関において登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制が整っていない場合には、能力開発支援員はキャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p> <p>なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p>	<p>短期集中特別訓練事業における訓練関連業務に係る企画書作成のための仕様書</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <p>5 委託業務の内容 事業を効果的に推進するため、以下に掲げる業務を協会からの委託により実施する。</p> <p>(4) 短期訓練受講者等に対するキャリア形成に関する相談の実施 実施機関におけるキャリア・コンサルティング及びジョブ・カード交付の支援等を行うため、能力開発支援員を採用すること。</p> <p>実施機関において登録キャリア・コンサルタントが配置されない等訓練期間中のキャリア・コンサルティングの実施体制が整っていない場合には、能力開発支援員はキャリア・コンサルティングが実施可能な他の機関に係る情報提供等を行うこと。また、当該実施機関と調整の上、能力開発支援員を実施機関に派遣するなど、受講生に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p> <p>なお、安定所においても、必要に応じ短期訓練希望者等に対するキャリア・コンサルティングの支援を行うこと。</p>	

2/20 第5版	2/20 修正意見 (キャリア形成支援室→能開課) (修正青)	2/20 第6版	修正理由等
<p>(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p> <p>(6) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整</p> <p>② 支援拠点となる都道府県支部の設置 (略)</p> <p>また、各都道府県支部には、業務統括マネージャー、訓練実施指導員を配置すること。</p> <p>一 ジャー、訓練実施指導員を配置すること。</p> <p>二 一、訓練実施指導員及び能力開発支援員の配置にあたっては、以下のア～カを踏まえ、設置及び配置すること。</p> <p>カ 上記(4)の実施機関のキャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p> <p>カ 上記(4)の実施機関のキャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p> <p>カ 上記(4)の実施機関のキャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p>	<p>(※) 能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p> <p>(6) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整</p> <p>② 支援拠点となる都道府県支部の設置 (略)</p> <p>また、各都道府県支部には、業務統括マネージャー、訓練実施指導員を配置すること。</p> <p>一 ジャー、訓練実施指導員を配置すること。</p> <p>二 一、訓練実施指導員及び能力開発支援員の配置にあたっては、以下のア～カを踏まえ、設置及び配置すること。</p> <p>カ 上記(4)の実施機関のキャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p> <p>カ 上記(4)の実施機関のキャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p>	<p>(6) その他、当該事業を実施するための労働局等の調整</p> <p>② 支援拠点となる都道府県支部の設置 (略)</p> <p>また、各都道府県支部には、業務統括マネージャー、訓練実施指導員を配置すること。</p> <p>一 ジャー、訓練実施指導員を配置すること。</p> <p>二 一、訓練実施指導員及び能力開発支援員の配置にあたっては、以下のア～カを踏まえ、設置及び配置すること。</p> <p>カ 上記(4)の実施機関のキャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p> <p>カ 上記(4)の実施機関のキャリア・コンサルタントの登録者が少ない等の地域にあつては、原則として能力開発支援員を配置すること。なお、能力開発支援員は、登録キャリア・コンサルタントであることが望ましいこと。</p>	<p>2/20 修正意見 ⇒ 能力開発支援員については、登録キャリア・コンサルタントが配置されない実施機関に対して、情報提供や当該機関への派遣により、受講生に対するキャリア・コンサルタントングを支援することとしており(仕様書5(4))、このため、雇用</p>

2/20 第5版	2/20 修正意見 (キャリア形成支援室→能開課) (修正青)	2/20 第6版	修正理由等
			<p>される機関外の活動が可能で、いわゆる有資格者である「キャリア・コンサルティング技術士（技能検定1級・2級合格者）又はキャリア形成促進助成金対象キャリア・コンサルタント能力評価試験合格者」に改めたもの。</p> <p>なお、「望ましい」とした理由は、地方部では有資格者が少ない等の地域の状況を考慮したため。</p>